明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

される特別家畜排せつ物」を加え、同条第四項中「昆虫の飼育事業であって昆虫飼育事業要件のいずれにも該当するもの」を「家畜排せつ物を利用した昆虫の飼育事業」に改める。

第三条及び別表を削る。

附　則

この省令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年九月九日）から施行する。

○経済産業省令第六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の改正に伴い、経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年経済産業省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十六条」を「第三十三条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年九月五日から施行する。

○国土交通省令第七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十一条第一項第一号イ及びロ、同条第四項並びに第四十九条の規定に基づき、国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十四年九月五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則

（特定水利使用計画の記載事項等）

第一条　構造改革特別区域法（以下「法」という。）第三十一条第一項第一号イの国土交通省令で定める事項は、特定水力発電事業（同項に規定する特定水力発電事業をいう。以下同じ。）に係る水利使用（同項に規定する水利使用をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項とする。

一　水系及び河川の名称

二　発電の目的及び電力の用途

三　最大取水量、最大使用水量及び常時使用水量、最大有効落差及び常時有効落差、最大理論水力及び常時理論水力並びに最大出力及び常時出力

四　発電施設の位置及び構造

五　水利使用の期間

六　工期

2　法第三十一条第一項第一号イの計画には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　使用水量の算出の根拠を記載した図書

二　河川区域（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。以下同じ。）内の土地において工作物の新築又は改築をする場合にあっては、河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第十一条第二項第一号ニに掲げる事項を記載した図書

三　工作物の工事計画の概要を記載した図書（河川区域内の土地において工作物の新築又は改築をする場合にあっては、河川法施行規則第十一条第二項第二号の表法第四十四条第一項のダム以外の工作物の新築又は改築に関する工事計画の項に掲げる図書）

四　その他参考となるべき事項を記載した図書（特定水力発電事業が利用する流水に係る水利使用の内容に関する記載事項）

第二条　法第三十一条第一項第一号ロの国土交通省令で定める事項は、特定水力発電事業が利用する流水に係る水利使用に関する次に掲げる事項とする。

一　水系及び河川の名称

二　許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）

三　水利使用の目的

四　許可水量

五　許可期間

六　取水口又は注水口の位置

七　許可に条件が付されている場合にあっては、当該条件

（協議会を組織した旨の公表）

第三条　法第三十一条第四項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　協議会（法第三十一条第一項第二号に規定する協議会をいう。次号において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称

二　協議会における協議事項

2　前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第四百九十七号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第十項及び第三十四条の規定に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業（平成二十二年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年九月五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

題名を次のように改める。

厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置

第一条中「ときは」の下に「、当該地方公共団体は」を、「施設」の下に「において、サービス管理責任者の資格要件弾力化事業（当該事業所又は施設」を加え、「については」を「を弾力化する事業をいう。）を実施することができる。この場合において」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

第二条及び別表を削る。

○厚生労働省告示第四百九十八号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第十項及び第三十四条の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年九月五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第7の1の注15中「厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」を「厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」に改める。

○農林水産省告示第二千百五十四号

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）第六条第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十四年九月五日

農林水産大臣　郡司　彰

構造改革特別区域法施行令第六条第一号の農林水産大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　次に掲げる者のいずれかであること。

イ　管理栄養士

ロ　公認会計士

ハ　弁護士

ニ　税理士

ホ　社会保険労務士

ヘ　技術士（経営工学部門、情報工学部門又は総合技術監理部門に限る。）

ト　弁理士

チ　中小企業診断士

二　前号に掲げる者の業務に従事した期間が通算して二年以上あること。

○農林水産省告示第二千百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条の規定に基づき、農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業（平成十七年十二月二十六日農林水産省告示第千九百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月五日

農林水産大臣　郡司　彰

題名を次のように改める。

農林水産省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置

第二条及び別表を削る。

第一条第一項中「以下同じ。）の小規模場外設備」を「）における小規模場外設備設置事業（都道府県又は同法第一条第二項に規定する指定市町村が小規模場外設備」に改め、「第二百四十二号）」の下に「第十七条の七において準用する同令」を加え、「窓口の数が」を「窓口の数については」に、「最大滞留者数が」を「最大滞留者数については」に、「の設置」を「を設置する事業をいう。）を実施すること」に、「法第四条第二項第四号に掲げる特定事業の内容として次に掲げる事項を構造改革特別区域計画（法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画をいう。）に記載し、同条第八項」を「法第四条第九項」に改め、「内閣総理大臣の認定」の下に「（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）」を加え、同条の見出し及び条名を削り、同項に項番号を付する。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三〇〇円）　本号一部　四〇八円（本体三九〇円）　（配送料別）